

令和3年6月8日開催大田区認証保育所向け集団指導講習会における主な質問事項と回答

質 問	回 答
<p>&lt;運営・会計関係&gt;</p>	
<p>宿舍借り上げ支援事業補助金制度は、令和4年度以降も実施されるか。</p>	<p>国、都の動向にもよるため、現時点では未定です。</p>
<p>運営委員会について、コロナ禍でも、集合が必須か。</p>	<p>コロナ禍において、集合は必須ではありません。書面会議形式や、Web会議形式など、事業者の状況に応じて開催してください。</p> <p>書面会議の場合には、各委員に運営委員会で使う資料を送付し、必ず委員から意見等をもらい、意見については他の委員にもフィードバックするようにしてください。各委員の意見等を聞き、それに対して法人から説明する形式としてください。</p> <p>なお、検査では確認しませんが、運営委員会の規約等として、開催方法について規定されている場合もあるかと思えます。必要に応じて、Web会議形式や書面会議形式での開催について、内部ルールに反映をお願いします。</p>
<p>不審者対応訓練は必須か。</p>	<p>保育所保育指針第3章3(2)ウに、「外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。」と記載されております。同様の内容は、東京都認証保育所指導監督基準 運営編6(2)にも記載されています。なお、頻度についての記載はありません。</p> <p>不審者訓練を実施する場合、非常災害時の訓練にはあたらないので、別に避難訓練を実施してください。</p>
<p>就労時間数が、通常の就労者の4分の3未満のパート職員は、定期健康診断を受診しなくてもよいのか。</p>	<p>通常の労働者の2分の1以上4分の3未満の場合は、法令上の実施義務規定はありませんが、実施が望ましいとされています（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」第3の11(4)ト(二)なお書き）。</p>
<p>&lt;保育関係&gt;</p>	

質 問	回 答
給食の実物を、玄関に展示していたが、衛生面等を考慮し、その日の給食を画像にて展示するようにしたいが、問題ないか。	問題ありません。
顔より上のひっかき傷は、保護者に確認後受診するようにしているが、大田区に届けていなかった。小さな傷においても届け出が必要か。	保育受託中の怪我等により保護者以外の施設職員等が病院に連れて行った場合は、発生状況及び再発防止策等を記載した事故報告書を区に提出して下さい。
個別日誌は複写の連絡帳でもよいか。	個別日誌が連絡帳の複写の場合には、保護者への連絡事項以外で施設として記録しておくべき事項を、記載しておく必要があります。(複写後に裏面等に追記や補記するなど)
全園児の連絡帳は、3歳以上児についても毎日記入が必要か。	必要です。東京都認証保育所の指導監督基準で、保護者との連携状況に「子どもの生活や健康状態、事故の発生等について、すべての児童に園で用意した連絡帳を備え、家庭との密接な連絡体制を整えておく必要がある」と記載されています。

本資料は、集団指導講習会参加事業者からの質問を一般化して、他の参加事業者の参考に資するために、保育サービス課指導検査担当が回答を記載したものです。

このため、前提条件の違い等により、結論が変わる場合もあります。